

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付要綱

制 定 令和 8 年 8 月 24 日 健介事第 540 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金（以下「本事業補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 在宅介護従事者の安全確保に係る備品等の購入を補助することにより、訪問介護等の在宅介護現場において、安心してサービス提供できる体制の確保を目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 この要綱における用語の定義は、この要綱に定めるもののほか、補助金規則の例による。

（交付対象者）

第 4 条 本事業補助金の交付を受けることができる者は、介護保険法に基づき指定された本市に所在する下表で規定するサービス事業所（以下「事業所」という。）を運営する者（以下「事業者」という。）とする。

なお、同所在地で同一の設備及び人員で一体的に複数サービスの指定を受けている場合においては、補助対象とするのは一つのサービス事業所のみとする。

補助対象サービス	
訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス	（介護予防）訪問看護
（介護予防）訪問リハビリテーション	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は対象としない。

- （1） 交付を申請する時点において、介護保険法に基づく指定がされていない者
- （2） 交付を申請する時点において、当該事業所が休止又は廃止されている者
- （3） 当該年度において既に交付の申請を行っている者
- （4） 法人の代表者又は役員が暴力団員に該当する者

（補助基準額）

第 5 条 本事業補助金における 1 事業所あたりの補助基準額は 60 千円とし、補助率は 2 分の 1 とする。

2 前項の補助基準額に補助率を乗じた 30 千円を補助上限とする。

3 補助対象経費として事業所が支出した額から寄附金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じた額を補助算定額とする。

4 前項で算定した補助算定額と補助上限の 30 千円を比較して、いずれか少ない額を補助所要額として選定する。

5 第 3 項で算出した補助算定額及び前項で選定した補助所要額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第6条 本事業補助金の補助対象は、下表のとおり在宅介護従事者が訪問時の安全確保を目的とした機器の購入に係る経費とする。なお、機器使用料やスマートフォン、タブレット端末、スマートウォッチ等の他の目的としても使用することができる汎用性のある機器の購入経費等は補助対象外とする。

補助対象機器	留意事項
ボイスレコーダー	ハラスメント行為を録音するために使用するそれに特化した機器
防犯ブザー	危険を察知した際に大音量で周囲に知らせるために特化した端末
防犯ボタン付きセキュリティ端末	位置検索機能及び緊急時における警備会社への通報機能を有する端末

- 2 前項で補助対象とする経費は、交付の申請を行う当該年度、かつ、市長が定める期間に生じたものに限る。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は補助対象経費から除外する。
 - (1) 消費税及び地方消費税相当額
 - (2) 補助対象経費の支払い等に係る各種手数料
 - (3) 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいもの
 - (4) 国、他自治体又は本市が実施するその他の補助を受けているもの
- 4 前項1号で消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から除外していることから、これに係る仕入控除税額の報告は要さないものとする。
- 5 補助対象者は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(申請の期限)

第7条 本事業補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、横浜市長（以下「市長」という。）が別途定める期限までに申請するものとする。

(交付の申請)

- 第8条 申請者は、横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）及び見積書等の関係書類により市長に申請するものとする。
- 2 補助金規則第5条第3項の規定により市長が前項に定める交付申請書の記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項第2号から第4号に規定する書類とする。

(交付決定等)

- 第9条 本事業補助金は、本市予算の範囲内で交付するものとする。
- 2 市長は、第8条第1項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。
 - 3 市長は、前項の審査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(変更の申請)

- 第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する場合は、速やかに、かつ市長が定める期日までに横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付変更承認申請書（第4号様式）により市長に申請するものとする。
- (1) 交付決定を受けた事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）

(2) 補助対象者の名称、所在地、代表者の変更

- 2 補助金規則第7条第1号の規定により、市長が定める軽微な変更は、補助対象機器の種類や申請金額に変更が生じない程度の変更とする。
- 3 市長は、第1項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、申請内容の変更を認めたときは、横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付変更承認通知書（第5号様式）（以下「変更承認通知書」という。）により申請者に通知する。
- 4 市長は承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。
- 5 変更により申請金額が増額となった場合は、第5条第1項で定める補助基準額の範囲内での承認とする。
- 6 市長は、審査の結果により、申請内容の変更を認めないときは、横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付変更不承認通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

- 第11条 補助対象者が第9条第2項及び第10条第3項に定める交付決定通知書又は変更承認通知書の交付を受けた後に、補助金交付申請の取下げを行う場合には、横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付申請取下申請書（第7号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により補助対象者に通知する。

(実績報告及び精算)

- 第12条 補助対象者は、交付の対象となった事業が完了したときは、速やかに、かつ市長が定める日までに、横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金実績報告書（第9号様式）及び納品と支払いを証することができる領収書や納品書等の関係書類を提出するものとする。
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する書類とする。
 - 3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(交付額確定)

- 第13条 市長は、第12条第1項に規定する実績報告書の提出があったときは横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付額確定通知書（第10号様式）により補助対象者に通知する。

(交付の請求)

- 第14条 第13条に規定する交付額確定通知書を受理した補助対象者は、速やかに横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金請求書（第11号様式）を作成し、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の請求書に基づき、補助対象者に対して本事業補助金を交付する。

(交付決定の取消等)

- 第15条 市長は、偽りその他不正な行為により補助対象者に対して当該交付決定の全部または一部を取り消し、交付した本事業補助金の返還を命じるものとする。

(電子媒体等による提出)

- 第16条 申請者並びに補助対象者は、市長に提出することとされている全ての様式について、市長が別途定める方法により電子媒体等で提出することができる。

（関係書類の保存）

第 17 条 補助対象者は、この補助金に係る関係書類について、補助金交付を受けた翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

（調査又は報告）

第 18 条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助対象者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（委任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金 交付申請書

（申請先）
横浜市長

（申請者）

法人名	:	
所在地	:	
代表者職	:	
代表者名	:	

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付要綱を遵守します。

1 事業所名	
2 事業所所在地	
3 事業所番号	
4 サービス種別	
5 申請金額	円

- 6 以下の条件を全て満たすことを誓約します。
- (1) 交付を申請する時点において、介護保険法に基づく指定がされている
 - (2) 交付を申請する時点において、当該事業所が休止又は廃止されていない
 - (3) 当該年度において既に交付の申請を行っていない
 - (4) 法人の代表者又は役員が暴力団員に該当する者はいない
 - (5) 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、交付された補助金を返還する
 - (6) 本補助金により購入した機器は、在宅介護従事者の安全確保のために使用する

7 添付書類
第 1 号様式 別紙

担当者	
役職等	
氏名	
電話	
Eメールアドレス	

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業計画書

(法人名)

(事業所名)

(サービス名)

申請金額 0 円

※以下、申請を行うメニューの所要額等を記入すれば上記申請金額欄に自動計算されます。
※事業所単位で申請される場合、第1号様式の申請金額欄には上記金額を記入ください。
※補助所要額は千円未満切り捨てとなります。

1 所要見込額

総事業費	収入額	差引 (A-B)	対象経費の支出 (予定) 額	補助算定額 (Dに補助率1/2を乗じた金額) ※千円未満切り捨て	選定額 (Eと補助上限30千円のうち少ない金額)	補助所要額 ※千円未満切り捨て
A	B	C	D	E	F	G
		0	0	0	0	0

2 対象経費の支出額

購入機器	機種名等	支出 (予定) 単価 ※税抜	個数	支出 (予定) 額 ※税抜
ボイスレコーダー				0
				0
				0
防犯ブザー				0
				0
				0
防犯ボタン付きセキュリティ端末				0
				0
				0

3 関係書類

上記で記載した購入機器の支出 (予定) 単価が分かる見積書やカタログ等の写しを必ず提出してください。

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金 交付決定通知書

様

横浜市長

申請のありました横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

1 交付金額

円

2 対象事業所

3 対象サービス種別

4 交付方法

精算払い

5 交付時期

6 交付条件

- (1) この補助金は、横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業のため使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 申請内容等の記載事項で虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合は、交付した補助金を返還していただきます。
- (3) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。
- (4) 市長がこの補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。
- (5) その他、この要綱の定めに従うこと。

年 月 日

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金 不交付決定通知書

様

横浜市長

申請のありました横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金については、次のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

1 対象事業所

2 対象サービス種別

3 不交付とした理由

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金 交付変更承認申請書

（申請先）
横浜市長

（申請者）

法人名	:	
所在地	:	
代表者職	:	
代表者名	:	

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金の交付について、次のとおり変更を申請します。

1 事業所名						
2 事業所所在地						
3 事業所番号						
4 サービス種別						
5 申請金額（変更後）		円				
6 変更内容	<table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		変更前	変更後		
変更前	変更後					
7 変更理由						
8 添付書類						

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金 交付変更承認通知書

様

横浜市長

変更申請のありました横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金については、次のとおり承認することを決定しましたので通知します。

1 対象事業所

2 対象サービス種別

3 交付金額（変更後）

円

4 変更内容

変更前	変更後

4 交付条件

- (1) この補助金は、横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業のため使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 申請内容等の記載事項で虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合は、交付した補助金を返還していただきます。
- (3) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

年 月 日

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金 交付変更不承認通知書

様

横浜市長

変更申請のありました横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金については、次のとおり不承認とすることを決定しましたので通知します。

1 対象事業所

2 対象サービス種別

3 不承認とした理由

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金 交付申請取下申請書

（申請先）
横浜市長

（申請者）

法人名	:	
所在地	:	
代表者職	:	
代表者名	:	

年 月 日で申請した以下の横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金の交付について、取り下げを申請します。

1 事業所名	
2 事業所所在地	
3 事業所番号	
4 サービス種別	
5 申請金額	円

年 月 日

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金 交付決定取消通知書

様

横浜市長 印

年 月 日付で申請のありました横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金の取り下げについては、次のとおり決定したので通知します。

1 取下金額

円

2 対象事業所

3 対象サービス種別

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金実績報告書

(法人名)

(代表者職)

(代表者名)

(事業所名)

(サービス名)

年

月

日

 健介事第 号 で交付決定のありました、
横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業について、次のとおり実施いたしましたので報告します。

実績請金額

0

 円

※以下、報告を行うメニューの所要額等を記入すれば上記申請金額欄に自動計算されます。
※事業所単位で申請される場合、第1号様式の申請金額欄には上記金額を記入ください。

1 所要見込額

総事業費	収入額	差引 (A-B)	対象経費の支出 (予定) 額	補助算定額 (Dに補助率1/2 を乗じた金額) ※千円未満切り捨て	選定額 (Eと補助上限30千 円のうち少ない金 額)	補助所要額 ※千円未満切り捨て
A	B	C	D	E	F	G
		0	0	0	0	0

2 対象経費の支出額

購入機器	機種名等	支出単価 ※税抜	個数	支出額 ※税抜
ボイスレコーダー				0
				0
				0
防犯ブザー				0
				0
				0
防犯ボタン付きセキュリティ端末				0
				0
				0

3 関係書類

上記で記載した購入機器の納品及び支払いを証する納品書及び領収証の写しを必ず提出してください。

年 月 日

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金 交付額確定通知書

様

横浜市長

年 月 日 介事指第 号により、交付決定しています横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金については、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

円

2 対象事業所

3 対象サービス種別

4 次の事項が生じたときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し又は返還させていただきます。

- (1) 横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業以外の他の事業に当該補助金を流用した場合
- (2) 申請内容等の記載事項で虚偽であることが判明した場合
- (3) 交付要件に該当しないことが判明した場合

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金 請求書

（請求先）
横浜市長

（請求者）

法人名	:	
所在地	:	
代表者職	:	
代表者名	:	

（事業所）

事業所名	:	
事業所所在地	:	
事業所番号	:	
サービス種別	:	

横浜市在宅介護従事者安全確保対策支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、以下のとおり請求します。

1 請求金額

	円
--	---

2 振込先金融機関

金融機関名		銀行		支店
預金種別				
口座番号（右詰め）				
フリガナ				
口座名義				

※請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。